

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年度 弘前市都市公園管理審議会
開 催 年 月 日	令和6年9月26日(木)
開 始 ・ 終 了 時 刻	午前10時 から 午前11時 まで
開 催 場 所	弘前市緑の相談所 集会室
議 長 等 の 氏 名	小山三千雄
出 席 者	小山三千雄、三上千春、石田豊章、桜庭全一、島博之、鈴木純子、福井敏隆、本多和茂、吉澤葉子
欠 席 者	今井高志、大黒谷ヨリ子、三上ナツエ
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	都市整備部部長 小山内孝紀 公園緑地課課長 鳴海淳、課長補佐 成田一成、 主幹兼事業係長 小山内渉、管理係長 長谷川亘、 主幹 橋場真紀子、総括主査 海老名雄次、主事 木村敬哉
会 議 の 議 題	審議案件 (1) さくらまつり会期中における弘前公園の入園料無料除外期間及び有料時間の見直しについて 報告事項 (1) 公園の管理状況について
会 議 結 果	・ 審議案件について諮問があり、審議の結果、満場一致で原案どおり承認し、答申することとなった。 ・ 報告事項について内容の確認を行った。
会 議 資 料 の 名 称	案件1 さくらまつり会期中における弘前公園の入園料無料除外期間及び有料時間の見直しについて 報告1 公園の管理状況について
会 議 内 容	審議案件 (1) さくらまつり会期中における弘前公園の入園料無料除外期間及び有料時間の見直しについて  事務局：弘前城の入園料の有料時間は、市の条例・規則により午前9時から午後5時まで、さくらまつり期間に相当する4月23日から5月5日までの期間は、午前7時から午後9時までとしています。 しかしながら、近年の桜の早咲き傾向に伴い、桜を楽しむ時期と現状が合わない状態となっており、市民や観光客が、さくらまつりをより楽しめるよう見直す

必要があります。

見直し案として、まず入園料無料除外期間につきましては、条例の規定を弘前さくらまつり期間に改め、規則の規定を削除するものであります。

次にさくらまつり期間の有料期間及び有料時間につきましては、桜の開花予想をふまえ期間は流動的に任意設定することとし、時間は午前9時から午後9時までと考えております。

見直しの効果としましては、各施設の開設時間が統一されることになり、来園者の利便性が向上することが考えられ、さらに入園料収入の増加が約220万円ほど見込まれる試算となっております。

今後のスケジュールとしましては、本日の審議会での審議をふまえて、令和6年12月に議会へ議案を提出し、議決を得たうえで令和7年4月の施行を予定しております。

委員：さくらまつり期間に「準まつり期間」も含まれるのか。

事務局：これまでの「準まつり期間」も含まれ、令和6年度からは「準まつり期間」ではなく、さくらまつりの会期変更として対応しております。

委員：さくらまつり期間の有料時間を7時から21時を9時から21時に変更する理由について説明していただきたい。

事務局：有料区域利用者数について調査したところ、7時から9時の時間帯は全体の5%に満たず、朝早くからの利用者は少ない状況です。また、武徳殿休憩所をはじめ他の周辺施設の開設時間に合わせる目的もあります。

委員：ソメイヨシノが満開を迎えた4月20日（土）18時頃に有料区域に行ったところ大変混雑しており、そのために無料開放にしたのかと思っていたが、条例や規則に基づくものだとすると、今後有料とする改正をした場合、券売所が混雑することになると思われるが、対応はどのように考えているか。

事務局：混雑状況によっては入場制限をかけることも検討します。また、人員の増員配置や臨時の券売所設置などにより、利用者の立場になって対応したいと考えております。

委員：今回の見直しについて、周知等をしっかりやらないと混乱を招く恐れがあると思われるが、今後の周知についてどのように考えているか。

事務局：観光券の取り扱いをしている旅行会社に対しては、年内に文書で通知するほか、広報ひろさきや市のHPを活用して周知を図りたいと考えております。

委員：弘前公園に入園できない時間帯の設定はあるのか。また照明はずっと点灯しているのか。

事務局：本丸や北の郭について有料時間の設定はあるものの、何時でも入園することができます。天守等各施設については開館時間外は施錠しております。また、照明について、さくらまつり期間中は21時のまつり終了の1時間後の22時までは点灯しております。園路に関しては朝までずっと点灯しております。

委員：有料区域について、現在の本丸・北の郭から二の丸まで広げてもいいのではと考えているが、どう考えているか。

事務局：有料区域導入時は、当初二の丸からでありましたが、通勤・通学の問題があるため現在の有料区域に落ち着いた経緯がありますので、今後慎重に検討してまいりたいと思います。

議長：審議の経緯からみて原案に賛成と受け止められますがご異議ございませんか。

—異議なし—

議長：ご異議なしと認め、本案は原案どおり決し、答申することといたします。

	<p>報告事項</p> <p>(1) 公園の管理状況について</p> <p>委員：今年草が大変伸びやすい。公園の除草は、町会もしくは公園緑地課で実施していただいているが、今年アメリカシロヒトリの発生もあって大変だと思うが、環境美化のためにも除草はその都度実施していただきたい。また、公園管理は樹木の剪定・伐採、高木の薬剤散布、遊具の点検など様々だが、遊具についてどの程度の不具合で報告したら良いのか明確でない。さらに近所の幼児公園では、遊びに来た子供が砂場にまで草が生えていたことから帰ってしまった光景を見かけ残念に思ったが、草刈りをお願いしたい場合、どちらに連絡するとよろしいか教えていただきたい。</p> <p>事務局：対応にご協力いただける町会もありますが、ひとまず公園緑地課にご連絡をお願いいたします。遊具や砂場につきましては、ほとんど使われていないことや衛生面の理由からなくしていただきたいという意見の出ている公園もありますので、公園ごとのニーズに合わせた対応をしていきたいと考えております。</p>
その他必要事項	会議 公開